

## 2 史跡上之国館 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡 の管理団体指定

### ● 平成20年4月24日 「史跡上之国館跡」の管理団体指定

史跡上之国館跡の指定地内には、民有地（社寺有地を含む）約104,048㎡、国有地が44,477㎡存在しているが、災害時等の緊急対応など保存に必要な管理及び復旧の万全を期するため、文化財保護法第113条第1項の規定に基づき、平成19年11月5日付けで文化庁長官に管理団体の申請を行い、平成20年4月24日付けで上ノ国町が管理団体として指定された。

なお、町有地を含めた史跡上之国館跡の面積は440,516.97㎡で、内訳は次のとおりである。

#### 【土地所有別区分一覧】

（単位：上段 筆数、下段 ㎡）

名 称	国有地	市町村有地	社寺有地	民有地	計
史跡上之国館跡	14	135	27	32	208
	44,477.00	291,991.91	82,790.74	21,257.32	440,516.97
花沢館跡	2	3	2	3	10
	4,037.00	1,254.00	19,295.00	4,253.00	28,839.00
洲崎館跡	1	14	9	27	51
	437.00	34,663.77	9,204.90	13,448.32	57,753.99
勝山館跡	11	118	16	2	147
	40,003.00	256,074.14	54,290.84	3,556.00	353,923.98

※ 洲崎館跡の民有地には、地区所有地3筆1,833㎡を含む。

## 史跡上之国館跡指定関係略史年表

年 月	記 事
大正13年 (1924)	○『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』で勝山館・花沢館等が報告される。
昭和27年 (1952) 8月	○明治大学後藤守一教授が夷王山墳墓群調査を行う。
昭和31年 (1956) 6月20日	○松崎岩穂氏が『上ノ国村史』を著す。
昭和32年 (1957) 4月29日	○上國寺本堂が北海道有形文化財に指定される。
昭和34年 (1959) 12月7日	○勝山館跡が北海道指定史跡となる。
昭和35年 (1960) 2月10日	○花沢館跡が北海道指定史跡となる。
昭和37年 (1962) 9月	○松崎岩穂氏が『続上ノ国村史』を脱稿する。
昭和39年 (1964) 10月	○北海道大学高倉新一郎教授が夷王山墳墓群を調査する。
昭和41年 (1966) 7月7日	○夷王山墳墓群が北海道指定史跡となる。
昭和50年 (1975) 12月13日	○砂館神社本殿が上ノ国町有形文化財に指定される。
昭和52年 (1977) 4月12日	○花沢館跡・勝山館跡が国指定史跡となる。
昭和53年 (1978) 3月	○史跡上之国花沢館跡・勝山館跡保存管理計画が策定される。
昭和54年 (1979) 9月	○勝山館跡の発掘調査が始まる。
昭和55年 (1980) 11月8日	○上ノ国八幡宮本殿が上ノ国町有形文化財に指定される。
昭和57年 (1982)	○夷王山墳墓群の調査に着手する。
昭和60年 (1985) 3月30日	○砂館神社本殿が北海道有形文化財に指定される。
昭和62年 (1987) 8月10日	○勝山館跡の一部（夷王山墳墓群周辺）が国指定史跡に追加される。
平成2年 (1990) 7月28～30日	○北海道・東北史研究会主催の上ノ国シンポジウム「海峡をはさむ地域史像」開催される。のちに『海峡をつなぐ日本史』として刊行される。
平成4年 (1992) 1月21日	○旧笹浪家住宅（主屋・土蔵）が重要文化財に指定される。
平成5年 (1993) 4月20日	○上國寺本堂が重要文化財に指定される。
平成8年 (1996) 11月1日	○福山街道（寅ノ沢～上ノ国八幡神社、勝山館跡・花沢館跡周辺）が文化庁「歴史の道百選」に選定される。
平成11年 (1999) 9月24～26日	○勝山館跡発掘調査20周年記念シンポジウム開催される。のちに『北から見直す日本史』（網野善彦・石井進編著）として刊行される。
平成12年 (2000)	○勝山館跡の本格的な環境整備事業が始まる。
平成13年 (2001) 10月22日	○花沢・勝山の両館跡が「上ノ国の中世の館」として北海道遺産（25件）の一つに登録される。
平成14年 (2002) 8月31日	○重要文化財旧笹浪家住宅（主屋・土蔵）の保存修理工事が竣工する。
平成14年 (2002) 10月18日	○勝山館跡指定地内に重要文化財笹浪家住宅の附属米・文庫蔵が復元される。
平成17年 (2005) 4月24日	○勝山館跡指定地内に史跡勝山館跡ガイダンス施設が開設される。
平成18年 (2006) 3月31日	○花沢館跡と勝山館跡を統合、洲崎崎館跡を追加指定し、名称が「史跡上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡」となる。
平成20年 (2008) 4月24日	○上ノ国町が史跡上之国館跡の管理団体となる。
平成20年 (2008) 7月10日	○勝山館跡出土品921点が重要文化財に指定される。
平成20年 (2008) 12月1日	○重要文化財上國寺本堂の保存修理工事に着手する。
平成23年 (2011) 3月	○史跡上之国館跡保存管理計画が策定される。

官報告示

■文部省告示第60号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和52年 4月12日

文部大臣 海 部 俊 樹

名称	所在地	地域
上之国勝山館跡	北海道檜山郡上ノ国町字勝山	別図1のとおり
上之花沢館跡	北海道檜山郡上ノ国町字勝山	別図2のとおり

別図1及び別図2は省略し、その図面を北海道教育委員会及び上ノ国町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。  
(参考図参照)

■文部省告示第60号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、史跡上之国勝山館跡（昭和52年文部省告示第60号）の指定地域について、地域を追加して指定し次のとおりとする。

昭和62年 8月10日

文部大臣 塩 川 正十郎

所在地	地域
北海道檜山郡上ノ国町字勝山、同字上之国	別図のとおり

備考 別図は省略し、その図面を北海道教育委員会及び上ノ国町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。  
(参考図参照)

■文部科学省告示第49号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を統合するとともに同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げる。

平成18年 3月31日

文部科学大臣 小 坂 憲 次

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
上之国勝山館跡	昭和52年文部省告示第60号及び昭和62年文部省告示第101号	北海道檜山郡上ノ国町字北村	81番1、81番2、82番1のうち実測339.69㎡、82番2、87番のうち実測168.52㎡、88番1のうち実測176.93㎡、88番2のうち実測18.50㎡、92番3、93番、94番、95番、96番、97番、98番、99番、101番1、101番2のうち実測24.00㎡、111番1のうち実測336.00㎡、112番、119番、120番、121番、122番、123番、124番のうち実測695.94㎡、125番のうち実測439.28㎡、128番3、129番、130番、131番、132番、135番、136番、137番1、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番、146番、147番	上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡
上之花沢館跡	昭和52年文部省告示第60号		右の地域に介在する道路敷、北海道檜山郡上ノ国町字北村68番1と同127番1に挟まれ同130番と同133番に挟まれるまでの道路敷、同北村83番と同93番に挟まれ同101番2に南接するまでの道路敷のうち実測852.68㎡を含む。 備考 一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び上ノ国町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	

官報告示

■文化庁告示第3号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項及び第172条の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成20年4月24日

文化庁長官 青木 保

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡	昭和52年文部省告示第60号、昭和62年文部省告示第101号及び平成18年文部科学省告示第49号	上ノ国町（北海道）

■文部科学省告示第115号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

平成20年7月10日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

〈考古資料の部〉

名称及び員数	所有者	所有者住所
北海道上之国勝山館跡出土品	北海道檜山郡上ノ国町	北海道檜山郡上ノ国町 字大留100番地
一、磁器・陶器・土器・土製品	313点	
一、ガラス製品	17点	
一、木製品	129点	
一、漆器	10点	
一、石製品	46点	
一、金属製品	338点	
一、骨角製品	65点	
一、繊維製品	3点	
附 炭化米	一括	

【指定理由】

ア 基準

国宝及び重要文化財指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の考古資料の部の重要文化財の「(四)宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以降の遺物で学術的価値の特に高いもの」による。

イ 説明

16世紀の蠣崎氏の居館跡とされる遺跡からの出土品一括。出土品は、本州各地産陶磁器や朝鮮・中国からの輸入陶磁器、和鏡や装身具等の金属製品、漆製品、さらに骨角製の漁労具など多彩な内容で構成される。北海道南部における当時の生活や、本州と北海道の交易・物資の流通、アイヌの人々との関係等を解明するうえで欠かせない資料である。

(室町時代～安土桃山時代)